

プレス公表（運転保守状況）

2020年11月26日

No.	お知らせ日	号機	件名	内容
①	2020年 10月26日 11月12日	7号機	タービン建屋大物搬入口から搬出したドラム缶の構内運搬に係る不適合について（区分：その他）	<p>【事象の発生】 2020年10月22日に実施した7号機タービン建屋大物搬入口から固体廃棄物貯蔵庫へのドラム缶^{※1}の構内運搬に際して、運搬記録では物品の移動に関する線量当量率^{※2}の基準を超えた値が記載されていたが、運搬していたことを10月23日に確認しました。</p> <p>当該ドラム缶については、当日速やかに線量当量率の再測定を行ったところ、実際には同基準値を下回っており、放射線安全上の影響はなかったことを確認しましたが、保安規定遵守のための品質管理上の問題があったと考えております。なお、外部への放射性物質の影響はありません。</p> <p>※1 ドラム缶：低レベル放射性廃棄物を封入する缶 当該ドラム缶には7号機原子炉内の清掃で発生した鋼材等を封入 ※2 線量当量率：その場所における単位時間当たりの放射線量の値</p> <p>【対応状況】 暫定対策として、構内運搬にかかる手順書の再確認および運搬前の確認方法を多重化した上で、11月2日から作業を再開しています。 なお、本件の原因と対策については、引き続き検討を進めているところです。</p> <p style="text-align: right;">（2020年11月12日までにお知らせ済み）</p> <p>【原因】 <u>運搬可否判定の役割や責任、手順が不明確であったとともに、ドラム缶封入時に行う事前測定の結果が基準値を満足していたことで、作業員に、基準を超えるはずがないという思い込みがあったことが原因と推定しています。</u></p> <p>【対策】 <u>運搬可否判定において、当社が可否判定結果を確認するプロセスを追加し、責任を明確にするとともに、運搬記録に測定結果および可否判定を記録する者と最終確認する者を記載する手順に見直し、役割を明確にしました。</u> <u>また、作業員を対象とした定期研修において、作業上の役割についての内容も追加し、継続的な力量向上に努めていきます。</u> <u>なお、今後は測定器から自動的にデータがタブレット端末に伝送され、自動で可否判定することで、運搬記録への記載ミスや判断ミスの防止ができるような仕組みの構築を検討していきます。</u></p>